

平成 22 年 8 月

「看護師が行う医行為の範囲に関する研究」
研究代表者：前原正明（防衛医科大学校心臓血管外科 教授）

「看護師が行う医行為の範囲に関する研究」（平成 22 年度厚生労働科学特別研究事業）
研究協力をお願い

謹啓 盛夏の候、ますますご清祥の事と、お慶び申し上げます。

私たちは、平成 22 年度厚生労働科学特別研究事業に採択された「看護師が行う医行為の範囲に関する研究」に取り組んでおります。

昨年度、厚生労働省において開催した「チーム医療の推進に関する検討会」が平成 22 年 3 月 19 日に取りまとめた報告書では、医療技術の進歩や看護教育の水準の全体的な向上を受けて、看護師の能力を最大限に発揮し得るよう、実施可能な行為の範囲を拡大することが期待され、また、実施可能な行為の範囲の拡大を具体的に検討するに当たっては、看護業務に関する実態調査等を早急を実施すべきであると提言されています。

さらに、当該報告書において提言された具体的方策の実現に向けて、平成 22 年 5 月 12 日に設置された「チーム医療推進会議」（座長：永井良三 東京大学大学院医学研究科教授）においては、チーム医療を推進するための看護業務の在り方について検討を行うに当たり、現在の看護業務の実態等に関する全国的な調査を実施することとされました。

こうした提言等を受け、本研究において、「チーム医療推進会議」の下に置かれた「チーム医療推進のための看護業務検討ワーキンググループ」（座長：有賀徹 昭和大学医学部救急医学教授）における検討結果を踏まえ、現在、看護師が実施している業務の内容や、今後、看護師が実施することが可能と考えられる業務、特定看護師（仮称）制度が創設された場合に特定看護師（仮称）が実施することが可能と考えられる業務の内容について、全国的、網羅的な調査（WEB:インターネット回答調査）を実施することとなりました。

つきましては、医療現場における看護業務の実態を把握し、医師、看護師等の労働環境改善と日本医療の質向上を達成するために、不可欠な基礎資料作成・調査研究ですので、是非、貴団体のお力をお借りしたいと考えております。この調査はすべての病院・診療所・訪問看護ステーションが対象ではありませんが {特定機能病院 83 施設(100%抽出)、一般病院約 1600 施設（20%抽出）、診療所約 1000 施設(1%抽出)、訪問看護約 540 カ所(10%抽出)、専門看護師(100%抽出)、認定看護師(20%抽出)：医師、看護師約 8 万人最大対象}、貴団体所属の施設、会員が選定された折りには、是非、ご協力いただけますように、会員の方々に、本メールをご配信いただき、ご要請を衷心よりお願い申し上げます。

（厚生労働省特別研究事業の全国調査です。他団体の調査ではありません。）

謹白